

# 要保護および準要保護児童生徒 就学援助制度のお知らせ

町では、国からの補助金を受けて、小・中学校に通学されていて経済的に困りの家庭に、学校に必要な費用（学用品費・修学旅行費・給食費など）の一部を援助する制度を設けています。

- 援助を受けられる方
- 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難と認められる家庭で、おおむね次のような家庭。
- 生活保護の停止または廃止を受けたが、依然生活が困難な方。
  - 町民税の非課税・減免または固定資産税の減免を受けている方。
  - 国民年金の掛け金の免除を受けている方。
  - 国民健康保険税の減免または

徴収の猶予を受けている方。

(5) 母子家庭などのため、児童扶養手当の支給を受けている方。

(6) その他特別な事情により、経済的に困窮している方。

■申請の方法

「平成14年度要保護及準要保護児童生徒援助費申請書」に所定の事項を記入の上、平成13年の源泉徴収票のコピーを添付し、4月26日(金)までに教育委員会へ申請して下さい。

申請書は教育委員会に用意してあります。その他不明な点などがありましたら、教育委員会までお尋ね下さい。

■問い合わせ 横越町教育委員会 (総合体育館内)  
☎385-4477

## 平成14年度 横越町奨学金 奨学生募集

経済的な理由で就学困難と認められる方に、奨学金制度があります。

■申込資格

- 横越町に1年以上住所を有する世帯
- 平成14年度入学または在学中

の大学生及び短大生

■貸付月額

- 私立大学 3万円
- 国立大学 2万5千円
- 短期大学 2万円

■貸付期間・利息

貸付決定年度の4月から在学

## 春の火災予防運動

4月1日～7日



空気が乾燥し、風の強い日が多く、火災が発生しやすい時期になりました。火の元には十分ご注意ください。

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

- 3つの習慣
- 寝タバコは、絶対やめる。
  - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報機を設置する。
  - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
  - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
  - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## 農作業賃金・作業料金のお知らせ

町農業委員会では、平成14年度の農作業賃金・作業料金の標準を、次のように定めましたので、お知らせします。

		金額(円)		備考
耕起	耕起	10 a	6,000	10 a 未満及び不整形の場合は割増
	代かき	10 a	7,000	10 a 未満及び不整形の場合は割増
田植	機械あぜぬり	1 m	30	間口 50円
	育苗のみ	1 箱	670	硬化苗
	植付のみ	10 a	6,500	10 a 未満及び不整形、軟弱田、倒伏田の場合は割増。施肥田植機は600円増。
	苗持参植付	10 a	19,000	〃
稲刈	生脱のみ	10 a	19,000	〃(運搬費含む)
	乾燥調整	60kg	1,650	
田作業	男女共 1日	10 a	7,000	賄いなし
畑作業	男女共 1日	10 a	6,000	賄いなし
動力ミゾ切り		1 m	10	
精米		60kg	600	
梨授粉		日当	6,000	
梨袋かけ		日当	6,000	
梨剪定		日当	9,000	
梨柵鉄線張り		日当	9,000	
球根野外作業		日当	5,200	

この度、国会で「子どもの読書推進に関する法律」が制定され、毎年4月23日を「子ども読書の日」とすると定められました。

子どもたちの「本離れ」・「読書離れ」が指摘されている昨今、「子ども読書の日」が定められたということは、意義あることと思います。

横越小・中学校、中央公民館では、この日を中心に、読書に親しむ啓発運動を進めることにしています。

各家庭においても、親子で本に親しむ機会を持つようにはいかでしょうか。なお、町では今回の法制化を機に、「子ども読書推進基本計画」の策定を進め、子どもの読書環境の整備に努めることにしています。

4月23日は「子ども読書の日」です

### 携帯電話・PHSからの通報は 現在地をはっきりと。

携帯電話やPHSからの通報は、通報した地点から離れた地域につながることがあります。消防本部につながったら、まず現在地を正確に伝えて下さい。また、通報者に消防本部から問い合わせをする場合がありますので、しばらくの間は、電話機の電源を切らないで下さい。

〇〇市、〇〇町、〇丁目です!

### 火事、火災、救助は「119」

おかついて、ゆっくら、はつきり

不用消火器の廃棄処理について

消火器の廃棄に際しての事故防止のため、不用になった消火器を廃棄する場合には、自分で処理を行わず、消火器の引き取りを行っている事業者へ、その処理を依頼するようにお願いします。

火災発生のお問い合わせは、  
テレホンサービス ☎382-0119